

茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の農地に有害鳥獣（生活環境、農林水産業又は生態系に被害を与える鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の防止柵、除去網その他これらに類する施設を設置する農業者等で組織する団体又は市内に住所を有する農業者に対し、市が補助金を交付することにより有害鳥獣による農作物への被害を防ぎ、もって農業経営の安定を図ることを目的とする。

(補助対象及び補助額等)

第2 補助の対象となる事業及び補助額等は、別表のとおりとする。

2 前項の補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助対象経費)

第3 補助金の対象経費は、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業に要する経費のうち、施設購入費及び設置材料費とし、人件費は除くものとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(着手届)

第6 補助金の交付決定を受けたものは、事業の着手後速やかに茨木市有害鳥獣防止施設実施事業着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金実績報告書（様式第6号）に事業実績書及び収支決算書を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の補助金交付請求書を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所等に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のい

ずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月24日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助要綱の規定は、平成22年度分以後の補助金の交付について適用し、平成21年度分以前の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市有害鳥獣防止施設実施事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

別表

区分	事業主体	事業内容	採択基準	補助額
有害鳥獣 防止施設 実施事業	農業者等の 組織する団 体	農作物が有害鳥獣の被害を 受けるおそれのある市内の 農地において、有害鳥獣か ら農作物への被害を防ぐた めの施設の設置	取組農家戸数は 3戸以上、か つ、受益農地面 積2ha以上で共 同設置	補助対象経費 の合計額（当 該合計額が設 置する防止柵 等1メートル 当たり2,000 円を超えると きは、2,000 円に当該防止 柵等の長さ （1メートル 未満の端数が あるときは、 これを切り捨 てる。）を乗 じて得た額） に3分の2を 乗じて得られ た額以内の額
	市内に住所 を有する農 業者		—	補助対象経費 の合計額（当 該合計額が設 置する防止柵 等1メートル 当たり2,000 円を超えると きは、2,000 円に当該防止 柵等の長さ （1メートル

				未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を乗じて得た額) に10分の3を乗じて得られた額以内の額
--	--	--	--	---